

平成28年6月24日

## 第88回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第88回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年6月10日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 平成28年6月24日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野 和 浩  
事務局次長兼  
農業振興係長 宮 田 秀 一  
  
農地係長 千 葉 芳 治

本日の案件 第88回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午前9時

<p>議 長</p>	<p><b>【開会】</b>        ご案内を致しましたところ、多数ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先章を26番 多田和敏委員にお願い致します。</p>
<p>26番委員</p>	<p>それでは、前段を読み上げますので、後段をご唱和願います。        (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【会議成立宣言】</b>        本日の出席委員は、28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第88回遠野市農業委員会総会を開会します。</p>
<p>議 長</p>	<p>12番 山崎登久昭委員、20番 鳥屋部静夫委員から欠席する旨の届出が、21番 佐藤芳夫委員からは若干遅れる旨の届出がありましたので、会長としてこれを許可しましたのでご報告を申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【会長報告】</b>        それでは、会長が出席した会議研修会等につきましてご報告致します。5月26日、平成28年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員への要請活動として、局長と共に上京致しました。岩手県農業会議でまとめた統一要望のほかに、遠野市の課題という特別要請をさせていただきました。内容は鳥獣害被害対策であります。3件ほどありますが、鳥獣害の防護柵等では根本的な解決にはならないということから、一斉駆除をお願いしたところでありましたが、前会長のほうからも伝えてあったとおり自衛隊へということを再度要請致しました。これには「自衛隊は守るべき部隊であるから、攻め、いわゆる殺傷はできない。」ということの答えが返ってきましたが、後日、早速国會議員の小沢一郎事務所からファクシミリが入り、「自衛隊を退官された方々で、その捕獲隊を構成して対処したい」という、農林水産省の考えの文書がまいりました。もう一つは、米の課題ですが、所得を高めるために飼料用米に取り組んだ場合、初年度2万円加算になるわけですが、この2万円は呼び水にするだけで2年目は無くなる。所得に繋がらないから、この2万円を継続的にお願いできないか、というように口頭でお願いをしてきたところですが、これについては、難しいというのは重々わかりますが、何とか農家の所得を高めるためにお願いをするということを申し上げてきたところですが、それからもう一点、今、贈与・相続を放棄される方が多々出てきておまして、これに伴い所有権・所有者の無い農地が増加し、耕作放棄地化されています。このようになったのも、「農業に魅力が無くなっている、所得が激減している」からこそでありこのことへの対応策ということについても要請をしてきたところですが、5月30・31日は岩手県都市農業委員会会長会総会に、大船渡市へ局長と共に出席をしました。只今申し上げた鳥獣害対策等、各市の会長さんと意見交換ができ有意義な総会であったと思っています。6月10日から12日まで平成28年6月市議会定例会があり、市議会議長からの出席要請のもと、出席をしました。今回は、農業委員会に関する一般質問等はございませんでした。9月議会には農業問題がかなり厳しくなっているので、会長にも質問をしたいとこだなという話も出てきたところですが、6月11日は平成28年度遠野市緑化祭里山フェスタ2016に出席をいたしました。素晴らしい取り組みである、チップボイラーのチップを破碎するところまで見せていただき、遠野のエネルギーというのがかなり変わってくるのかなという感じで見せていただきました。6月20日が28年度遠野市認定農業者協議会の総会がJAの生活センターで開催され出席をいたしました。認定農業者協議会会長あいさつの中で、懇談会を開いていろいろ市・県に要請するべき課題を整理したのにもかかわらず、その返事が返って来ないというご指摘を頂戴したところであり、これは市の都合によって県への要望書は受け入れることができないということがありましたが、これは発言すべきことではない、ということで、ご迷惑をおかけしたというお詫びを申し上げます。併せて認定農業者協議会のほうでは、今年度も意見交換をしていきたいという計画を持っていますし、予算化もされたところでありました。21日には熊本地震に係</p>

る友好都市・菊池市の訪問及び台湾訪問ミッション合同報告会に出席いたしました。これは、熊本市には義援金として当農業委員会から5万円支出させていただきまして、これが確実に届いたということの報告がありましたし、台湾の貿易ということで5人の職員の方が素晴らしい内容の報告をしていました。これは台湾との貿易と観光客が来るようになるのかなというように期待を持って報告を受けたところでもあります。6月22日は第2回運営委員会、本日の議案の審議又は協議、農地パトロール、出発式等について協議をしたところでもあります。23日は遠野地域農業機械銀行通常総会に出席をさせていただきました。この中では、機械銀行さんには、遠野市の農業標準額・賃金の算定については、銀行さんのお力添えが無くではできないというシステムになっており、このことについてのお礼を申し上げたところでもありますし、併せてこれから農地の集積1割、担い手1割、そして4割の生産の低減というのが国の方針でありますから、これを図っていくためには機械銀行の果たす役割は大きいということの挨拶をさせていただいたところでもあります。そして今日は総会がありますが、この後、北上市に組織検討委員会の視察研修に訪れる予定となっております。北上市では、4月1日から新法に基づいた組織になっておりまして、すでに全国農業新聞に報道されておりましたが、農業委員と農地利用最適化推進委員合同で現地確認を行っているとすでに実績があります。農業委員の数は19と規模では遠野市と同じになるわけです。この選出方法については、公選が無くなり、地域からの推薦と公募からなるわけではありますが、どのような趣向を取ったのか、そして、今後、推薦の19の枠を超えた場合の選定のあり方等々について、また部会を届けてあるのか、これらをきちっと研修をして、遠野市の条例に反映させていかなければならないと考えています。私が出た事務事業等の報告は以上であります。

このほかの事務事業経過については事務局長から説明致します。

#### 【事務事業経過報告】

はい、議長。

それでは、私のほうから先ほど会長が報告した以外の事務事業の経過についてご報告致します。お手元の遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧くださいと思います。

6月10日、農地法等申請の締切日でございます。6月15日から17日につきましては、農地転用等現地確認調査を市内全域で行いました。本日の総会での議案に上程している案件の現地確認を行っていただきました。今回は、件数のみならず、その現地確認をする場所が多岐、広範囲に渡っており、3日間現地確認調査をお願いしたところです。6月20日、平成28年度第1回家族経営協定推進会議でございます。本日、協議事項をお願いしております「家族経営協定の今年度の推進について」、この推進会議で議題をお願い致しまして協議いただいたところでございます。同じく6月20日でございますが、第2回農地専門委員会を開催してございます。この農地専門委員会では、同じく本日協議事項に付してございます「平成28年度農地の日の活動及び農地パトロールについて」を専門委員会で協議をしたところでございます。なお、農地専門委員会での報告につきましては、報告第3号で農地専門委員長より報告をしていただくこととなっております。本日は、第88回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後に第1回の農業者年金加入推進会議、終了後に第2回農業委員会研修会があります。これについては、県農業公社の佐藤課長さんをお招き致し、農地中間管理事業の改正点について研修をいただく予定になっております。そして先ほど会長のほうからも話しがありましたが、組織検討会で北上市に研修視察の予定となっております。6月25日以降の主な行事予定は、6月27日、第10回遠野市集落営農組合連絡協議会総会。28日は平成28年度JAいわて花巻懇話会。6月30日は平成28年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会ということで、この3つの会議等につきましては会長が出席する予定であります。7月1日は平成28年度農業委員ブロック別研修会が北上市で開催されます。参加される委員についてはよろしくお願ひします。7月7日、農業者年金加入推進特別研修会ということで、遠野市農業者年金の加入推進部長さんに出席のお願いをしているところです。7月11日が農地法等の申請締切日、そして7月15日「農地の日」の活動ということで内容につきましては、本日の協議第2号で協議していただく予定になっております。7月19日、農地転用等の現地確認調査ですが、7月案件につきましては11日が締切日ということで、本

事務局長

	<p>来であれば15日ということで皆様に事前にお知らせしていたところではありますが、「農地の日」の活動と重複を致しましたので、これにつきましてはその次週ということ組み直したいと思っております。ただし7月18日が「海の日」で休日になってございます。総会が7月25日と非常に日程が厳しいことから、一日で終わるのであれば19日で決めたいと思っておりますが、件数等が多い場合又は現地確認する場所が多岐に広がる場合は、7月15日「農地の日」終了後の午後に若干の地域をお願いするかもしれません。ただし、ここは19・20日の2日間で調整をしたいと思っておりますが、そういうこともあると頭の中に入れておいていただければと思います。そして7月25日は第89回総会。終了後に農地パトロールの出発式。そして7月25日以降から8月上旬にかけて農地パトロールという予定になっています。農地パトロールの出発式と農地パトロールにつきましては、本日協議第3号でご協議をいただく予定となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>【報告事項】 はい。次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件を専決処分致しましたので、事務局長から報告を致させます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第1号についてご説明致します。議案書1ページでございます。議案書1ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された4名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成28年5月30日に会長が専決処分をし、届出者に受理通知書を交付しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。ただ今の報告につきまして、質問したいことございますか。  (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>無いようでございますので、報告の質疑を終結致します。 次に、報告第2号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」事務局から報告致させます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。報告第2号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」でございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により、農地現状変更届出書を受理したもので、同要綱第6条の規定により報告するものです。届出者、●●町 ●●●●。土地の所在地、●●町1筆1,351平方メートルの内19.04平方メートル。届出内容、農業用施設（農作業小屋）。施工時期、平成28年9月1日から平成28年10月30日までというものでございます。以上、報告と致します。</p>
議 長	<p>はい。ただいまの報告につきまして、質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。次に、報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について、農地専門委員会委員長より報告願います。</p>
農地専門委員長	<p>はい、議長。報告第3号、農地専門委員会で協議した案件についてご報告を致します。平成28年6月20日に開催した第2回農地専門委員会で協議した案件について、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき報告を致します。 まず、最初に平成28年度「農地の日」の活動については、岩手県農業会議が「農地の日」として設定した7月15日に予定通り行うことを確認したところです。その内容については、会長に説明し了解をいただきましたので、協議第2号で協議することになりました。次に、平成28年度農地パトロールの出発式の内容及び農地パトロールの調査・内</p>

議 長	<p>容等についても、会長に説明し了解となりましたので、協議第3号で協議することになります。以上、農地専門委員会で協議した内容の報告と致します。</p> <p>はい。ただ今、農地専門委員会で農地パトロールのあり方、出発式等の政策について、ご協議をいただいたところでありまして、農地専門委員会 濱田委員長よりその内容の説明をいただきました。</p> <p>ただ今の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、内容の協議でありますから質疑なしと認めまして、質疑を終結致します。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に先立ち、議事参与の制限について、申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので、関係する委員には退席を願うこととなります。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に27番 古屋敷徳夫委員、28番 白岩正義委員、会議書記に事務局 宮田秀一君を指名致します。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局にお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。第88回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。(提出議案総括表(農地法等関係)を説明) 法第3条、今月計12件、53,367.88平方メートル。利用集積、今月計2件、5,592平方メートル。法第4条、今月計1件、2,264平方メートル。法第5条、今月計4件、2,469平方メートル。適用外、今月計2件、1,592平方メートル。法第18条第6項、今月計、なし。以上でございます。</p> <p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第15号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>はい。議長。5ページです。議案第15号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、借受人、貸出人、の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、1筆、4,082平方メートル。●●町 ●●●● ●●●● ●●●●。●●町 ●●●●。</p> <p>2番、●●町、2筆、4,539平方メートル。●●町 ●●●。●●●●町 ●●●●。</p> <p>3番、●●町、1筆、3,410平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。</p> <p>4番、●●町、1筆、2,429平方メートル。●●町 ●●●。同所 ●●●●。</p> <p>5番、●●町、1筆、2,283平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。</p> <p>6番、●●町、1筆、2,487平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。6ページです。</p> <p>7番、●●町、1筆、130平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。</p> <p>8番、●●町、12筆、22,222.88平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。</p>

	<p>番号1番は、賃貸借。2番は使用貸借。3番から8番は、農業者年金受給に伴う使用貸借です。</p> <p>借受理由・貸付理由につきましては、1番はワイン向け品種規模拡大のため借り受ける。相手方の要請により貸し付ける。2番は規模拡大のため借り受ける。相手方の要請により貸し付ける。3番から8番は農業者年金受給のため、父より借り受ける。後継者(子)に貸し付けるものです。</p> <p>以上8件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の説明を求めますが、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借については、現地確認を省略しておりますので報告は求めませんのでご了承をお願い致します。それでは●●地区担当委員お願いします。</p>
25番委員	<p>はい、議長。25番 綱木です。16日事務局と地元委員で確認を致しました。これは4月の案件にもありました、●●●●がワインを造るということで、●●●●から●●町に向かって西側300メートルくらいの山手になります。現在、前借りしている今植え付けが終わっているその上をまた更に4反歩ばかり増やしてワインの葡萄を作るといって何ら問題は無いと確認を致しました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>
4番委員	<p>はい。4番 佐々木です。事務局2名とそれから農業委員2名で現地を確認致しました。場所は●●●●から北側に約500メートル行ったところ。借受人は規模拡大ということで、トウモロコシと大根を耕作するという予定でいるようでございます。何ら問題が無いということで、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しました。早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第16号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局より説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。7ページです。議案第16号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、1筆、594平方メートル。●●●● ●●●●。●●● ●●●● 外1名。規模拡大のため買い受ける。相手方の要請により売り渡すものです。</p> <p>2番、●●町、3筆、5,505平方メートル。●●町 ●●●●。同所 ●●●●。父から譲り受ける。後継者(子)へ譲渡するものです。</p> <p>3番、●●町、5筆、5,488平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。相手方の要請により持分を譲り受ける。持分21分の2を共有者へ譲渡すものです。</p>

	<p>4番、●●町、1筆、198平方メートル。●●町 ●●●。●●市 ●●●●。相手方の要請により買い受ける。遠隔で耕作不便のため売り渡すものです。</p> <p>以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の説明を求めます。なお、親子間の所有権移転については、現地確認調査は省略しておりますので説明は求めませんことをご了承願います。それでは、●●地区担当委員お願いします。</p>
25番委員	<p>はい、議長。25番 綱木です。1番の畑の件ですが、前の●●●●の名前になっている●●●●の道路の反対側にあります。4月の案件にもありました福祉施設の入居者に対しての野菜を栽培するというのもあって、これを買受けるそうですが、何ら問題は無いと確認致しました。以上です。</p>
議 長	<p>続いて●●地区担当委員お願い致します。</p>
14番委員	<p>はい、議長。14番 千葉です。17日の日、農業委員2名、それから事務局2名で現地を確認しています。なお場所については、3カ所に点在してございます。●●●●だと思っただけであれば結構でございます。それで、88歳の譲受人ですが、管理そのものはお嫁さんが管理してございますので。それから固定資産税等も譲受人のほうで納めているということで、7人の共有でございます。そのうちの●●●●さんから、あと5人の持分になりますので、これが段々に●●さんのほうに譲渡すことになろうかなと思ってございます。なお現地を確認したところ何ら問題が無いことを確認しましたので報告致します。以上です。</p>
議 長	<p>はい。続いて●●地区担当委員お願い致します。</p>
16番委員	<p>はい、16番 菊池です。6月15日、農地の売買ということで委員2名と職員2名で現地を確認しに行ってきました。場所は●●●●付近山際です。売り渡しの●●●●さんは、ここに書いてあるとおりです。遠方で耕作が不便ということで、周りが買受人の●●●●さんの土地に囲まれており、管理は適正に管理しておりました。何ら問題はありませぬ。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果の説明を終了します。早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>はい。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】</p> <p>続いて日程第4、議案第17号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。議案は8ページになります。議案第17号、「農用地利用集積計画の決定について」ご説明致します。なお、番号2番につきましては更新でありますので、説明は省かせていただきます。</p> <p>1番の新規の部分でございます。利用権の設定を受ける者、●●●●。利用権を設定</p>



		<p>する者、●●●●。利用権を設定する土地、●●町●●●●、外2筆、合計面積は2,574平方メートルでございます。契約期間、9年9カ月ということになっております。以上説明させていただきます。よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>はい。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>次に日程第5、議案第18号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。9ページです。議案第18号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。本案件は植林を目的とする植林用地として転用しようとするものです。申請地は、農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断されます。申請者は高齢となり、耕作できないこと。耕作不便地のため買受人が見つからないこと。隣地が山林であり植林をしようとするものです。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で農地法第4条第2項第2号により代替地が無い場合は許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。以上、本案件につきましては農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連致しまして、担当委員から現地確認調査の結果の説明を求めます。●●地区担当委員お願いします。</p>
6番	委員	<p>はい、議長。6番の萩野です。15日、農業委員3名、事務局2名で確認に行ってみました。場所は●●●●。皆さんは●●●●とえば分りやすいと思いますが、●●●●から●●●●の方に入って行った周りが杉や雑木林に囲まれた農地です。現在、リンゴを一部栽培していますが、高齢のためなかなか管理が行き届かないという状況だそうです。今回はやむを得ないと確認をしてきたところです。よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。現地確認調査の結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第18号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>

議長	<p>【日程第6】 次に日程第6、議案第19号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議長。10ページです。議案第19号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>1番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断されます。申請者は実家から独立をして新たに住宅を建築しようとするものであり、本案件は農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものがございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり金融機関の事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>2番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断されます。申請者は、現在の住宅が老築化し、且つ狭小となったので住宅を建築しようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものであることから転用に問題はないと判断致しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり金融機関の事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>3番、アパートの建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断されます。申請者は、今後の生活資金を得るためアパートを建築しようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものであることから転用に問題はないと判断致しました。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>4番、農業用施設用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断されます。申請者は新規就農をし、和牛を導入するにあたり、既存の畜舎では狭小であること。また堆肥舎が無いことから新たに整地しようとするものであります。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行令第4条第2項に規定する農業用施設に該当するため例外的に許可できるものがございます。事業費につきましては自己資金・融資により確保する計画であり金融機関の残高証明書、借入事前審査書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。以上4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないことと判断されるものがございます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。最初に●●地区担当委員お願いします。</p>
6番委員	<p>はい、議長。6番 萩野です。15日同様に確認に行ってまいりました。まず1番の案件ですが、場所が●●●●から●●●●に向かう●●●●からちょっと外れて行った道路を拡張した住宅密集地の隣接地です。この場所は道路拡張によって元は田んぼでしたが非常に狭くなって利便性が悪く耕作はちょっと不便な場所だなと確認してきたもので、許可相当と判断してまいりました。2番目ですが、これは●●町の●●の●●●●の隣です。●●●●がある地区です。すぐ近所です。都市計画地域の中で周りが住宅地でありますので許可相当だと確認をしてまいりました。次は3番ですが、場所が●●●●の●●●●があり、その●●●●の都市計画地内の住宅地の中です。ここも問題ないものと確認をしてまいりました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>
22番委員	<p>はい、22番 新田です。委員3名と職員2名で15日の午前10時頃、現地の場所に行って確認した訳でございますが、場所は自宅前の田んぼということで、これは減反しておりました。現在は牧草地になっているということで確認をしましたが、担当者が●●●●</p>

		<p>●も含んでおるわけですが、現在、和牛35頭飼育しているということでございます。将来は50頭か60頭くらい飼育したいというお嫁さんがやる気満々だということで、今までに農業には関係したことの無いというのに素晴らしい女性だなというのを感じてきたわけでございます。何ら問題は無いと、やる気満々の女性なので素晴らしいという感じでした。以上でございます。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、暫時休憩を致します。4番については、●●番 ●●●●委員は議事に参与できませんので当該番号の質疑の間、退席していただきます。</p>
議	長	<p>会議を再開致します。これより質疑に入ります。番号4について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩致します。●●●●委員は着席してください。</p>
議	長	<p>会議を再開致します。4番を除く3件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。暫時休憩致します。●●番 ●●●●委員は議事に参与できませんので採決の間退席していただきます。</p>
議	長	<p>会議を再開致します。お諮り致します。議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩を致します。●●●●委員は着席してください。</p>
議	長	<p>それでは、会議を再開致します。</p>
議	長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第20号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。11ページです。議案第20号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>申請人、●●町 ●●●●。承認を受けようとする土地、●●町、1筆、1,243平方メートル。事業計画・変更内容につきましては、植林のため土壌確認調査を行ったところ、植樹に不適な水が溜まりやすい土壌であったため、土壌改良が必要だということで事業期間を平成29年6月までに延長しようとするものです。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議	長	<p>はい、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>はい、質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>

		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【日程第8】 次に日程第8、議案第21号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
農地係長		はい、議長。12ページです。議案第21号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。 1番、土地の所在地、●●町、1筆154平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡母が昭和44年から隣接する●●●●の駐車場として使用させ現在に至る。農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためでございます。 2番、土地の所在地、●●町、1筆1,438平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。手続きを怠っていた理由等は、亡父が昭和37年に畜舎を、昭和47年に乾燥場を、昭和48年に居宅を建築し現在に至ります。相続で取得したため農地の認識がなかったためでございます。以上、2件ご審議よろしくお願い致します。
議 長		説明が終わりました。ただ今の説明に関連致しまして、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。最初に、●●地区担当委員お願いします。
6番委員		はい、議長。6番 荻野です。同じく15日確認に行っていました。場所は●●●●から●●●●に向かって行った右側に●●●●さんという●●がありますが、その駐車場に隣接する土地になります。説明のとおり昔から駐車場として使っていたということなので、駐車場と確認をしてきたところでもあります。よろしくお願いします。
議 長		続いて、●●地区担当委員お願いします。
29番委員		はい、議長。29番です。今回15日に職員2名と地元農業委員5名で現地を確認致しました。その結果、現在住宅が建っており、今度、孫が近くに家を建てるということで申請をしたところ、農地であったということで、今回ここに申請の提出となるということでもあります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議 長		はい、ありがとうございました。以上で現地確認調査及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしということでございましたが、議長から若干確認させていただきます。1番の適用外、これは適用外の申請にあたっては、何らかの理由で農地を農地以外に利用してから20年以上経過していることが明らかで、農地法や他の法令に照らして、農地以外に利用することが問題ないと判断された場合、農地法の適用から除外をします。という規定があるわけでありまして。民法の規定となりますが、ただし、違反転用や耕作放棄地は除かれます、という規定もございます。これはこれとして、この1番の案件が相続で分かったのか、何の手続きで農地以外になっているというのが分かったのかについて、確認をさせていただきます。
農地係長		はい、議長。お答え致します。申請者の方が現在その申請地の場所に居宅を新しくしたいということで、申し出があったということが判明したということでもあります。

議 長	もう一度。申請者が。
農 地 係 長	申請者が、隣が居宅でございますけれども、そこの居宅を新しくしようとする計画で調べたところ、農地であったということが判明したところであります。
議 長	わかりました。ありがとうございます。先ほど、質疑が無いということでございましたので質疑を終結致します。お諮り致します。議案第21号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり「可」と決しました。  【協議事項】
議 長	それでは、協議に入らせていただきます。協議第1号「平成28年度家族経営協定の推進について」を議題と致します。これについては事前に家族経営協定推進アドバイザー会議におきまして、今年の今年度の家族経営の協定の締結推進をどのようにしたらいいのかということで推進方策等についてご協議をいただき、原案を作っていたいております。その内容については報告を受けております。家族協定推進アドバイザーは会長が委嘱状を交付させていただいておりますけれども、家族経営協定は非常に大切な協定であります。農業者年金の政策支援、満額助成を受けるためにも認定農業者の父親と関係協定を交わしておるのであれば認定農業者と同様の扱いになる。又は、資金を借受する場合においても、利子補償を受けられるということでもありますから、遠野市としては家族経営協定をどんどん推進していく必要があると。これは合併当時、60件ほどの協定しかなかったわけでありまして、市村合併をしてから、一気に加速しまして今では岩手県内一の締結数になっておりますが、まだそれであっても認定農業者の数が290名ある中で220・230という数字ですから、まだまだ不足しているのではないかと。ということからアドバイザー会議においては進めて行くということのご提案もございましたので、運営委員会でも良として提案をさせていただきたいと思っております。それでは「協定の推進について」を事務局に説明を求めます。
事務局次長	はい、議長。協議第1号「平成28年度家族経営協定の推進について」ご説明させていただきます。家族経営協定につきましては、ただいま議長のほうからお話が合ったとおり、重点的な取り組みを今年度行っていきたい、ということでこれから説明をさせていただきます。なお昨年度につきましても、締結目標数「31」ということで取り組みを提案したところでございますけれども、事務局の都合等もございまして、昨年度は締結数「5」という非常に低く目標から大きく離れた締結数ということになったところでございます。その反省を踏まえまして今回重点的な取り組みということで皆様の方よろしくご協議をお願いしたいというところでございます。まず一つの家族経営協定の推進でございます。(1)目標でございます。目標数につきましては新規協定締結数を「31」世帯、農業委員一人1世帯を目標に取り組みをお願いしたいということでございます。併せて昨年度も確認をしていただいたところでございますけれども、既存の協定の見直しについても取り組みについて積極的にお願いしたいということでございます。なお、目標につきましては、先日開催されました家族協定推進委員会の中では、新規協定数、それから見直し協定含めて「31」ということでご確認をさせていただいたところではございますけれども、その後の運営委員会の中で、やはり重点的な取り組みで行っていきたい。それから年度当初に、計画の中でご承認いただいた部分で、やはり「31」という取り組みについて皆様の方にご了承いただいておりますので、目標については新規で「31」世帯ということでお願いをしたいということでございます。なお、見直しの部分につきましても当然皆様の方で取り組んで行っていただきたいのですが、県の中でも一番という実績でございますので引き続きその実績を上げていきたいと

思っております。よろしくお願ひ致します。なお見直しについても実績には変わりはありません。こちらもし繰り返しますけれども積極的に見直し協定のほうも願ひしたいというところがございます。(2)の取り組みの分でございます。①新規協定締結につきましては皆さんの方でそれぞれ農家の世帯を回っていただきまして家族経営協定書の用紙を記入していただく。それから協定書の作成、校正、そして最終的には協定書の製本(調印)という手順ということで進めさせていただきます。②の既存協定書の見直しでございます。表のほうに各地区の協定、現在の協定件数を載せております。現在244件となっております。その下にそれぞれの農家数、そして締結率が載せてあるところがございます。高いところでありまして0.07、低い地区ですと0.02と締結率のほうをお出しさせていただいたところ。古い協定ですと10年以上経っているものもでございます。当然、家族状況、それから経営・計画状況等、変更があるものも多々出てきていると思われまふ。こちらにつきましても委員さんのほうで見直しの取り組みを行っていただきたいというところがございます。それからご説明をさせていただいた単年度計画の作成についても併せて奨励を願ひしたいということでございます。そして④番です。全農業委員の協定締結について、先ほど議長のほうからもお話があったとおり、「過去に申し合わせ事項として全農業委員は締結を行うことという事項がある」ということをお聞きしております。まだ締結をなされていない委員さんにつきましても、是非今年度中の締結のほうに進めさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。(3)取組期間でございますけれども、新規の協定、それから再協定となっておりますが、見直し協定、これの取り組みにつきまして中間の取りまとめ期間をですね、今年度は11月中をめどに進めさせていただきたいと思ひます。今後の予定にも説明しますが、11月の取り組み状況を確認した上で、その後で状況を見ながら皆様の方には新たな取り組み方針を願ひするという部分も出てくるかと思ひます。皆様お忙しいところ恐縮ではございますけれども11月中をめどに中間取りまとめというところを願ひしたいところです。(4)今後の予定でございますけれども、本日の総会の場で皆様のほうにご協議をいただいた後に、7月の農業委員会の総会におきまして、全協定者の名簿、各町にお出ししたいと思ひます。名簿につきましても、若干確認しなければならぬ部分もございまして、整理をした上で、各町の協定者の名簿をお出し致します。併せまして全協定者の写しをお渡し致しますので、こちらを基に見直し協定の部分につきましても進めていただければというところがございます。それから予定と致しまして、研修会を開催したいと思ひておりました。これにつきましても、昨年は家族協定の内容について県普及センターのほうから講師を願ひして説明をしたところがございます。今年度につきましても、この見直しの協定の進め方について研修会のほうを開催予定と致したいところがございます。先ほど説明したとおり、11月の取りまとめを持ってですね、第2回の推進会議を12月に開催致しまして実績を確認、その後今後の取り組みについて再度ご協議を願ひしたいということでございます。以上、説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

議

長

はい。補足をさせていただきますが、家族経営協定、農業者年金、又は資金の借り入れ以外ですね、家族が分業・仕事を分担していることによって、今までの農業経営規模を拡大することができるというメリットがあります。稲作はお祖父さん。牛は嫁さん。畑作はお母さん。というように決めて定休日も祝日も設けるよ、と。そして、たまには旅行もしようよ、賃金も支払う、ということによって、その家の経営改善を計られ、嫁対策・担い手不足解消、これにも繋げていける制度でありますので、是非推進をしていただければというように思ひます。なお、アドバイザー会議の中でたいへん重要な視点・ご協議をいただいた再協定ということですが、見直しってというのは1番最初に協定を交わした人は20年の前の人です。で、この方はもう家族が亡くなられている方、そして廃業された方、稲作から野菜に転換をしている方等々、かなり構造が変わっている家族、農家があります。実績が244というように事務局から報告がありましたけれども、きちっと精査していくと200もあるかな、というところも出てくる可能性もあります。したがって、この既存協定の見直し取り組みについても積極的に取り組まなければならない、というご提案がありましたので、この旨も事務局のほうから資料提供されるそうですから取り組みを願ひしたいと思ひておりました。それでは、家族経営協定

	<p>の推進アドバイザー議長が北湯口進委員でございいますが、何かお話し、会議の内容についてございますか。</p>
17番委員	<p>いえ、今お話あったので、私のほうから特にはありません。</p>
議長	<p>もし、ありましたならば。</p>
17番委員	<p>はい。じゃあ、一言だけ。それでは、先日、委員さんにお集まりいただきまして、家族経営協定の推進についてお話をさせていただきました。先ほど事務局からもお話があったように昨年もいろいろと検討を立ててですね、それに向かって進めるということだったわけですが、うまい具合に回転せずに、残念な結果に終わってしまいました。そういった部分も踏まえながら、今年度は是非1人1家族協定をするという、そういう意識をみんなで持って進めてまいりたいと思います。会議の中でもお話ししたわけですが、家族経営協定の場合は、農業者年金とか農業新聞とかお金のかかるものではないわけですから、家族がよりその意識を高めて一丸となってやるという意味では非常にうれしい、素晴らしいものだなと個人的に思っておりますので、是非早めに、早いうちから一家族協定を結んで、そして手助けをするという思いで進めて行きたいと思っておりますので、どうぞ皆さんご理解いただきまして是非頑張ってくださいと思いますので、よろしくひとつお願いします。</p>
議長	<p>はい。北湯口委員から、会議の内容と決意を話していただいたところでございます。それでは、協議の内容についての進め方について説明が終わりました。これより質疑に入りますがご質問等ございませんか。</p>
22番委員	<p>はい、22番 新田です。現在の協定件数をちょっと見ますと、小友と宮守は多いと。それから農家数なり人口からいって上郷が少ない。それから現在上郷からは農業委員が5名出ている。ということで、是非ですね、上郷には今回は頑張ってもらいたい。お願い申し上げたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい。地区名までも受けましたけれども、いずれ今まで頑張ってきた結果がこのような数字になってございます。新田委員からはたいへん貴重なご意見、みんなで頑張らしましょうというご意見でございました。アドバイザー会議で計画・立案しましたこの内容で進めるということでもよろしいですか。</p>
議長	<p>[「はい」と呼ぶ者多数]</p>
議長	<p>はい。それでは、ありがとうございます。この推進についての計画に基づいて家族経営協定を、一人で10戸でも何戸でもいいわけですから、頑張っていくということを確認させていただきます。それでは協議第2号の「平成28年度「農地の日」の活動について」を協議したいと思っております。この内容については先ほど農地専門委員会委員長が農地専門委員会のほうで、いろいろ立案についてご協議いただきました。その結果をペーパーに事務局のほうでまとめておりますので、内容については先ほど委員長の報告のとおり、詳しくペーパーを説明致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。それでは平成28年度「農地の日」の活動につきましては、別冊のほうの2ページとなっておりますので、ご確認をお願いします。「平成28年度「農地の日」の活動について」でございます。「農地の日」につきましては、県の農業会議、それから各市町村の農業委員会、そちらのほうで農地法の制定された日、7月15日を「農地の日」と定め、岩手県独自の取り組みで行ってきているものです。今年度につきましては、7月15日金曜日となっております。2の取り組み計画でございますが、具体的な今年度の取り組みについて説明致しますが、これまでは遊休化している畑の解消と致しまして、菜の花あるいはヒマワリの花を植えてきた経過がございました。今年度につきましては、田中委員のほうのご協力をいただきまして、エゴマの取り組みを行って</p>

いきたいと思っっているところでは、田中委員の実家の遊休化している畑をお借りいたしまして、まずは除草をしてもらいます。やはり幾らか草が生えているということでございますので、皆さんで除草を行いまして、トラクターで耕起、その後にエゴマの植え付けを行いたい、というように思っています。エゴマにつきましては、女性委員が主体となって不耕作地の解消作物として栽培が行われておりまして、加工品としましてはエゴマ煎餅などが出回っているということでございます。遊休農地解消の新品目として今後普及を図るためにも、栽培方法など委員皆さんで認識を深めながら活動をしていただきたいというところでございます。それで実施場所でございますけれども、土淵町柏崎7地割地内の畑ということで、面積につきましては、約1,000平米ということでございます。場所につきましては、水光園に向かった坂の辺り付近ということでございました。それから事前準備につきましては、田中委員のほうで管理している苗を、ポットへ仮植をしていただきたいというように思っております。土につきましては、事務局で準備致します。なお、仮植作業につきましては下のほうに日程を書いておりますけれども、今の予定では6月27日来週の月曜日10時に田中委員の自宅で行うということを予定でございまして、この作業には、4、5名ほどお手伝いいただければということをお願いしておりますので、是非ご都合の良い委員さん方につきましては、この仮植につきましてお手伝いをお願いしたいと思っております。4、5名以上でもよろしいと思っております。当日につきましては、現地集合ということにさせていただきます。9時、現地集合とさせていただきます。それから9時10分から若干セレモニーということで開催させていただきます。それで9時20分から草刈り作業を10時までに行いたいと思っておりますので委員の皆様で草刈り機をご用意できる方につきましてはご持参願いたいと思っております。なお、混合油につきましては事務局で準備致します。10時から予定ではトラクターでの耕起作業を行うということで、申し訳ございませんが、こちらにつきましては土淵地区の農業委員さんの方でトラクターをお出しいただければというように思っております。機械をお出しいただいた謝礼につきましては支払いをこちらの方で検討させていただきたいというように思っております。予定では10時半から一斉にエゴマの植え付けを行いたいというように思っております。午前中には作業を終了ということで予定をしているところでございます。なお、もちろん現地がわからない方も多いと思っております。後からですね、当日の詳細含めて現地の地図を皆様の方にご発送致したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

議

長

はい。この耕作放棄地対策につきましては、そうですね、5年ほど前から積極的にやっております。5年前は各地区で農業委員が自主的に耕作放棄地対策に取り組むということで菜の花を中心にやってきました。その後、奥寺晴夫委員が大規模な耕作放棄地解消対策に菜の花とヒマワリということに取り組んできたわけでありまして。これは昨年まで行いましたので次に何かと考えた結果、エゴマを特産化しようじゃないか、というのが農地専門委員会での議論の内容だったようでございます。それでは、今事務局から説明いただきました「農地の日」の活動について何か確認したいことございませんか。

4 番 委 員

すみません。4番です。6月27日には4、5名で仮植するというところでよろしいですか。それで次の当日のスケジュールってというのは7月15日ってことなのですか。続けて書いてあるからね。混乱しましたので確認です。

議

長

協議の内容について説明を受けたのは、仮植が時期的に遅れているということです。大きくなり過ぎた。6月10日前くらいに仮植をするべきことのようにございますけれども、急遽このような耕作放棄地解消対策をやるという計画ですから、これに田中ナオ子委員が合わせたスケジュールを組んでいただきました。それで仮植については農地専門委員会のほうでは女性農業委員を優先的に協力はいただきたい、女性だけじゃなくてエゴマを特産化するのであれば全農業委員がこのような手順を組んで栽培をしているということをお願いしたい。それを基に各地区に帰ってエゴマはこうするんだよということを実践するという意味から、できれば仮植にも男性委員を含めてご参加いただければなというようにのが委員会そして事務局、田中ナオ子委員の希望でございまして。あえて全員出てください等、出欠席をとりますということではなくて、都合の



4 番 委 員	<p>できる限りお願いをしたいということのようです。よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、よろしいです。</p> <p>それでは、この計画でよろしいですか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者多数]</p>
議 長	<p>はい。6月27日の10時から仮植ということについては、都合できる委員は田中ナオ子委員の自宅へお願いをします。7月15日は予定通り、雨天決行の予定です。草刈りをして、耕作放棄地だということですからすけれども草刈りは今年実はしたそうです。1回。ナオ子委員のほうで行ったようですけれども、再度その周辺を草刈りして、エゴマをやっている、耕作放棄地対策をやっているというところを記録として残していきたいと思しますのでお願いをしたいと思います。余談であります但し遠野市の今まで続けてきた実施してきた耕作放棄地解消対策事例が、県内で認められていると農業会議から内申をしてくださいますということがありまして、事務局が作文をして送ったところ、岩手県の審査を通過して次は東北、全国へ第2審ということで上がっていくということですから、これが認められますと、全国大会で耕作放棄地解消対策の事例として表彰又は発表ということもありうるという可能性があるということをお知らせさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。次に協議第3号「平成28年度農地パトロールについて」を協議致します。事務局に説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。協議の第3号「平成28年度農地パトロールについて」をご説明させていただきます。資料は3ページということになります。農地パトロールにつきましては例年実施してきているところがございますけれども、改めて根拠等につきまして説明させていただきたいと思っております。農地パトロールの根拠につきましては、農地法第30条の規定により定められておまして、年1回すべての農地の利用の状況について調査しなければならないということになっております。市町村と農業委員会が一体となつての耕作放棄地について把握し、調査を併せて実施するというところになっております。それで今年度につきましては、これまで具体的な国からの実施時期については示されておりませんでしたけれども、今回国からの通達がございまして、8月中には実施するようにという変更があったところがございます。これは後から日程につきまして説明を致しますけれども、7月下旬それから8月上旬につきまして、パトロールを実施したいということがございます。調査内容につきましては、①から⑦ということで、それぞれございますけれども、メインの調査とすれば①の遊休農地の把握それから遊休農地の恐れのある遊休農地の把握。いわゆる荒廃地域、荒廃農地調査を含めた把握を行っていただくということになっております。そして遊休農地の判断基準と致しましては、まずひとつ(1)の遊休農地でございます。過去1年以上に渡つて農作物の作付けが行われず、且つ、今後も農地の維持管理、草刈り・耕起等が行われず農作物の栽培が行われる見込みのないものということになっております。それから遊休化の恐れがある農地とすれば、所有者あるいは耕作従事者が死亡あるいは転居したという区分となっております。荒廃農地の判断基準でございます。A判定とB判定がございます。A判定の再生利用が可能なものにつきましては、抜根、整地、客土等によって再生できる農地。そしてB判定、再生利用が困難な農地につきましては、森林のような農地を復元するには物理的に困難なそういったものということになっております。6のパトロールの事前準備でございますけれども、パトロールの周知徹底を図るために今回、今日の説明で協議致していただいで皆様の意思統一を図っていきたいというように思っております。併せて農業委員会の活動の「見える化」を図る上ですね、遠野テレビを利用したアスト通信でパトロールの日程について、市民の皆様にも周知していきたく思っております。今年度につきましても昨年度までと同様に、活動の「見える化」ということで農地パトロールの出発式を次のように開催してまいりたいと思っております。期日につきましては平成28年7月25日月曜日午後1時半からということで、午</p>

前中に総会を開催しまして午後はこの農地パトロールの出発式を開催したいと思っております。場所は合同庁舎の駐車場ということで、昨年と同様ということをお願い致します。なお、出発式には、来賓案内をそれぞれ各関係機関からと思っております。それから当日の出発式の流れにつきましては、開会からパレードまで、その流れということになっていることをごさいます。出発式のセレモニーが終わった後は、例年通り軽トラックでパレードを実施したいというように思っております。経路につきましては合同庁舎から青笹地区センターまでの区間を予定したいというように思っているところがございます。農地パトロール、それから遊休農地に関する措置の流れについては表にしてあるところがございます。8月中の農地パトロールを実施致しまして、11月末までに利用意向調査を出すところに発出し、農家のほうから1月末の回答ということで進めさせていただきます。なお、9の遊休農地の調査につきましては、現在把握しておりますA判定の農地全てを調査したいと思っております。昨年度行いました事前調査は、今年度は行わないことに致します。国のほうの方針で、追跡調査を徹底するよというふうな方針が出されておりましたので、今回はこれまでのものを去年行ったものの追跡調査を徹底したいという、今年度はそのような方針で行いたいと思っております。パトロールの中で新たに出てきたものについては、これも含めて実施はしたいというように思っているところがございます。A分類で、保全管理や営農再開が確認された場合は「解消」していきたいと思っておりますし、荒廃が進んで非農地と判断された場合は「B判定」のほうに区分変更したいと考えております。先ほど述べた今年度の調査日程でございますけれども、7月27日水曜日から遠野・松崎地区を皮きりに、8月3日水曜日鱒沢地区まで、この日程で予定を立てたところがございます。これはあくまでこちらの計画案でございますので、それぞれの地区でご都合が悪いということであれば、それぞれの地区での交換あるいは予備日で8月3日の午後から8月5日まで予備日を予定しておりますので、こちらの予備日に異動しての実施ということをお願いしたいところがございます。これにつきましては、当然、関係機関として市のほうの農業振興課、県農林振興センターと一緒に、このパトロールをやっていきたくて思っているところがございます。遊休農地に対する課税措置につきましては、その通りでございます。勧告した農業振興地域内の遊休農地（A判定）については固定資産税が1.8倍になるということでございます。勧告される場合、あるいは勧告されない場合につきましては、箱に記載のとおりでございますのでご確認をお願いしたいと思います。昨年度行った調査で意向表明されてない方は現在8名ということで、23日で6カ月の期限が過ぎたということでございます。これにつきましては、改めて利用意向調査について事務局のほうで勧告ということで対策を取らせていただきたいと思います。以上につきまして、農地パトロールの実施、それから農地パトロールの出発式について説明致しました。以上、今年度の農地のパトロールの取り組みについてご説明を致しました。よろしくお願ひします。

議 長 はい。ありがとうございます。11時から農業者年金の研修会がございますので、休憩を取らずに進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者多数]

議 長 そして、その後ろに、遠野市農業委員会農地パトロールの実施要領の一部改善につきまして載せてあるところがございますが、これにつきましては国のほうのこれまでの連絡調整の部分での農業会議の名称ですね、農業委員会ネットワーク機構、組織の名称が変更になったという部分でございますので、ご確認をお願いしたいというところがございます。

議 長 それでは、今、「農地の日」の農地パトロールについて説明をしていただきましたが、委員の皆様そして農家の皆様が心配されているのは、課税の遊休農地に対する課税措置というのがマスコミを賑わしておりますけれども、やはり国でも農業委員会が中心となって遊休農地等のパトロールをしてA判定をしたうえで意向調査をしておくか、と。どれであれば、耕作を再開しますよ、というようにお話をしながらも回答があるにも

	<p>関わらずそのまま耕作されずに荒らしている、と。こういうものについて再度、吟味をして調査してください、と。これがもし6カ月以上、意向調査してから6カ月を経過してしまうと課税が固定資産税1.8倍になる可能性がある、ということでありますから農家は大変だ、というようにはなるとは思います。ただいま、このパトロール等について農地専門委員会でご協議のうえ素案を作ってください、事務局のほうからその内容の説明をいただきました。質問等ございませんか。</p>
14番委員	<p>はい。14番 千葉ですけれども、先ほど議長がお話になられた遊休農地に関する課税措置の勧告される場合ってというのがありますが、この5月13日に提出確認の文書を何通発送したのか、と。それから6月17日現在で8名が意向表明されていない。今日24日なわけですから、もう締切りが23日になっているので、最終的な意向表明されていない方は何名ですか。そこ確認です。</p>
事務局次長	<p>はい。すみません。5月13日に発送している件数については、申し訳ございませんが資料を持ってきておりません。件数については、この場では分り兼ねるので、研修会が終わって確認をしてから発言したいと思っております。なお意向表明されていない方につきましては現在7名ということで承知しているところでございます。</p>
14番委員	<p>勧告しているものは無いのですか。</p>
事務局次長	<p>無いです。</p>
議長	<p>当農業委員会で勧告している案件は今のところございません。意向調査については、再確認ということでやっているようですから、期限は切れてしまっているんですけども、その辺も考慮しながら進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
14番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>次、何かありませんか。</p>
29番委員	<p>はい。29番です。この提出されたものとはちょっと離れるかもしれませんが、最初に会長の挨拶か事務事業経過報告の中に、相続放棄地というのがあったようでしたが、相続放棄地の場合は遊休農地であるのか、課税はどのようになるのか、もしお分かりでしたら教えてください。</p>
議長	<p>はい。これは大変な問題になっているのですが、全筆調べていった場合のことですけれども、相続、いわゆる所有者が亡くなられて、相続権利者に相続をしようとしたときに、「農地はいりません。」と全部権利放棄されますと、持ち主が無くなります。持ち主が無くなるってことは所有者が無いことですから、税の課税をされていないというように考えられます。で、これを解消するためには管財人を立てて競売とかっていうのも裁判所の範囲になりますから、かなり難しくなりますので相続は必ず進めるように、これも農業委員会の仕事か、というようにはなってくるのですけれども、なかなか全筆、無相続かどうか調べていくのは難しい、という状況であります。委員の中でも、あそこで相続したからというのは注意深く観察をしていただければ、というふうに思います。よろしいでしょうか。</p>
29番委員	<p>はい。これから出てくる可能性がある場合に、その辺のところをはっきりした方向付けを持ったほうがいいです。</p>
議長	<p>はい。回答しますが、方向付けはどうしようもないんです。権利放棄されると。受けてください、と。例えばですが、抵当権がついていた農地だとそのまま相続しますと付いてくるわけです。そうすると根抵当でいくらになっているか分からない農地までは受け取れない。山林でも農地以外でもそうなんですけれども。そういうのが出てますし、</p>

	農地を受け取ると管理をしなければならない、というのが農地法上の原則なわけですが。その管理はできないからいらぬという若者も増えてきているのが実態です。よろしいでしょうか。
29番委員	はい。発言した手前ちょっとズレるかもしれませんが、●●で●●●●に行くところの●●●●、今、道路改良工事されているのですが、一部工事できない場所があるわけです。それは、農地の所有者がはっきりしないので売買契約ができない、ということで、ああいうような形の道路になっているわけなんです。そういう場所がこれからどんどん出てくるような可能性があると思うんですよ。ですから、そういうことに対して、どういうようにしていけばいいのかってことも、やっぱり私たちは勉強をしていく必要があるのではないかな、ということで発言をさせていただきました。
議長	はい。今のご発言、重要なことでありますので、いずれ学習会等開いてどう対処していくか。といことは重要な案件ととらえておりました。が、例えば農地パトロールの案件と、ちょっとズレますので、全員での遠野市農業委員会として、どう扱っていくか、という機会を設けさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
29番委員	はい。
議長	はい。それではその他ございませんか。
22番委員	議長。22番 新田です。今の要件はですね、今から4、5年前にあった要件と同じような話で、相続は何ともならないと。いわゆる裁判所に行って手続きをする、という話ですよ、これ。それと同じでしょ。
議長	はい。ただいま新田委員からありましたが、4年前でしたか5年前でしたか、やはり相続放棄をされまして、所有者が亡くなって相続権利者が全員相続放棄をした、ということで、荒れているんですけども相続放棄されたということで、農業委員会でも手を付けられない、誰も手を付けられないという農地が出てきている、という新田委員からのお話でした。その後、裁判所において、何とか進めようとしたんですが、裁判所でもどうにも取り上げていただけなかった、ということがあります。こういう案件が少しずつ出始めているというのがあります。その他ございませんか。
議長	よろしいですか。それでは「農地パトロールについて」は、このような計画で進めさせていただきます。よろしくご協力をお願い致します。
	【その他】
議長	それでは、審議が終わりましたので、「その他」に移らせていただきます。「その他」委員の皆様から何かございませんか。
	〔「ありません」、という声あり〕
議長	事務局からは。
事務局次長	はい、議長。本日の配布資料につきましてご確認をお願いしたいと思います。まずひとつが、本日この後に行われます研修会の資料として農地中間管理事業のパンフレットを2つほど配布しております。それから製本した農業委員会の平成27年度の事業報告書。そして市のほうからタフビジョン2の製本が届いておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。それから午後の北上の方に出向く日程につきましてです。本日、委員の参加者7名ということになっております。参加者につきましては改めてご確認しませんが、午後1時50分、合同庁舎前を出発致しますので会長、会長職務代理者、白岩委員、北湯口委員、菊池由雄委員、奥寺晴夫委員、そして佐々木義弘委員につきまし

議 長	ては、午後 1 時50分出発ということで、よろしくお願ひ致します。以上です。
議 長	はい。ただいまの事務局からの説明・報告に関して質問ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
	それでは以上をもちまして、第88回遠野市農業委員会総会を閉会と致します。大変ご苦勞さまでございました。  午前10時49分閉会  署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。  平成28年 月 日  遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____  同 番 _____  遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

--	--